

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 給食費(副食費)や行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、給食費(副食費)の費用が免除されます。

- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - 多子軽減については、現行制度を継続し、子供が2人以上の世帯の負担軽減を図ります。
 - 多子カウントは同一世帯から2人以上の就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している場合において、通園(通所)している最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。
 - 年収360万円未満相当世帯については、年齢制限なく、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子としてカウントします。第2子は半額、第3子以降は無料となります。

【対象となる施設・事業】

- **国の子保育園・なかよし保育園・あかしや保育園
熊石保育園・相沼保育園
八雲幼稚園・認定こども園 八雲マリア幼稚園
が対象になります。**

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、八雲町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- 通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の利用と同等の要件(就労等)が必要です。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。
- 満3歳児の場合は住民税非課税世帯のみ無償化の対象です。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、八雲町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
- 通われている認可外保育施設等を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、認可保育所の利用と同等の要件(就労等)が必要です。
- **3歳から5歳までの子供たちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額42,000円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **野田生こぼと保育園・山崎はまなす保育園
八雲総合病院内たんぽぽ保育園・一時預かり「クルミ」**

(注)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **児童発達支援・放課後等デイサービス manna**